

平成 22 年 4 月 1 日から新しい保険法がスタートします。

保険法の規定は、原則として「平成 22 年 4 月 1 日（施行日）以降に締結される契約」に対して適用されます。

ただし、2.重大事由による契約の解除および 5.先取特権の規定については「既存の契約」にも適用されますのでご注意ください。

保険法改正により新設・変更となる主な規定

1. 告知義務（変更）

保険法では、危険に関する重要な事項のうち保険会社が告知を求めたものを「告知事項」とし、「告知義務」は告知事項に保険契約者が答える「質問応答義務」方式に変更となります。なお、告知義務の対象者は、従来は「保険契約者」のみでしたが、改正後は「保険契約者および被保険者」となります。

告知事項（賃貸住宅プランの場合）

- (1) 被保険者の住所および氏名
- (2) 入居物件名
- (3) 部屋番号
- (4) 入居物件の用途
- (5) 他の保険契約の有無

2. 重大事由による契約の解除（新設）

弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が、当会社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、また生じさせようとしたこと。
- (2) 被保険者がこの保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、前 2 号の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

3. 保険金の支払い時期（規定の明確化）

弊社は、原則、保険金の請求手続きを完了した日からその日を含めて 30 日以内に保険金を支払います。

なお、事実確認のため特別な照会または調査が必要な場合の支払期限についても普通保険約款で明確に定めます。

特別な照会または調査	日数
(1) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会	180 日
(2) 専門機関による鑑定等の結果の照会	90 日
(3) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における調査	60 日

4. 解約返戻金額表（変更）

平成 22 年 4 月 1 日以降責任開始契約で解約等が生じた場合は、平成 22 年 4 月改訂版の解約返戻金額表によります。

5. 先取特権（新設）

保険法では、賠償責任保険に被害者の「先取特権」の規定が新設されました。

「先取特権」とは、特定の債権について優先弁済権を与えるものです。

事故発生後に賠償責任保険の被保険者（加害者）が破産した場合に、被保険者は他の一般債権者と同様に扱われ、必ずしも被害者の確実な救済が図られるとは限りませんでした。そこで保険法では、賠償責任保険の被害者に保険金請求権の先取特権を与えています。